

東住吉区区政会議のオンライン参加について

1 趣旨

コロナ禍以降、行政活動に限らず社会活動の各般においてオンラインの活用がみられるようになっており、さまざまな会議体の運営においてもオンラインでの参加（委員等が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法）を認めることが社会情勢となりつつあるため。

2 実施方法

オンライン参加は会議の議事進行のあり方とも密接に関わることから、区政会議を主宰する議長のもと、各委員の意向をふまえながら各区の実情に応じて実施。

3 具体的な取扱い

- (1) 委員等がオンライン参加を行う場合に必要となる通信機器等は、BYOD方式（委員等が自らPC・タブレット・スマートフォン等を用意）を基本とします。
- (2) 定足数にかかる規定が定められているため、委員等の本人確認が必須となります。
- (3) オンラインでなく実際に会議場へ参集して参加する委員等も想定されることから、会議開催にあたっては、従前と同様、会議場を設けるとともに会議場にはオンラインで参加する委員等の映像を投影するスクリーンや、委員等との間で音声を送受信するためのスピーカーを備えます。また、傍聴の機会も従前と同様提供します。

4 オンライン参加委員

オンライン参加を希望する区政会議委員。

5 オンラインでの参加実施時期

令和4年度中において通信機器及びスクリーン、スピーカー等の設備が整い次第